

## 令和8年度

# 第65回歯と口の健康図画ポスターコンクール 実施要項

### 1. 主 旨

歯科保健の普及、向上を図るとともに、歯と口の健康に大切な歯科衛生の認識および関心を高めることを目的とする。

### 2. 関係団体

主 催 大分県、大分県教育委員会、大分県学校保健会、大分合同新聞社  
大分県歯科医師会、日本学校歯科医会  
大分県歯科口腔保健対策推進協議会

### 3. 対 象 者

大分県下すべての幼稚園（当該年度内に満4歳から満6歳になるすべての幼児）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の幼児、児童、生徒

### 4. 募集期間

令和8年4月1日～5月19日

### 5. 作品規格

- (1) 作品は個人の作品とし、他団体等の主催するコンクール等に応募していない未発表のものとする。
- (2) 特定の歯科用品名・商品名の記載のないこと。
- (3) ポスターに標語をいれる場合は、歯科保健向上に寄与するユニークな表現を考え、また「むし歯」という言葉を使う場合は、漢字の「虫」ではなく、ひらがなの「むし」を使うこと。
- (4) いずれも画用紙の大きさは四ツ切もしくはB3サイズとする。  
(これ以外の用紙での応募も認めるが、審査において不利になる場合がある)
- (5) 作品の一部がはがれる等、破損しないよう応募にあたって注意すること。なお、作品の破損等について、本会では責任を負わない。

## 6. 応募方法

- (1) 幼稚園は優秀作品を5点まで、各小、中、高等、特別支援学校は、優秀作品を各学年から5点まで（小学校は計30点、中、高等学校は計15点、特別支援学校は小学部、中学部、高等部合わせて60点まで）を選出し、（小学校の大規模校に関しては、各学年10点、計60点まで可）5月19日までに必着するよう、市町村教育委員会宛提出する。  
なお、選出した作品には園名・学校名（市町村名から記入）、学年、氏名およびふりがなを必ず明記する。
- (2) 市町村教育委員会は、提出された作品を5月21日までに、所属郡市歯科医師会へ提出する。
- (3) 郡市歯科医師会の審査  
優秀作品を幼稚園（当該年度内に満4歳から満6歳になるすべての幼児）から10点まで、各学年から10点まで（小学校は計60点、中、高等学校は計30点、特別支援学校は小学部、中学部、高等部合わせて120点まで）を選出し、6月10日までに名簿を添えて大分県歯科医師会へ提出する。

## 審査・発表・表彰

### 1. 県 審 査

6月20日（土）午後2時、大分県歯科医師会館にて、作品を審査し、入賞者を決定する。

### 2. 入賞者発表

入賞者は6月下旬頃、大分合同新聞紙上で発表する。

### 3. 表 彰

7月25日（土）午後3時、J:COM ホルトホール大分にて表彰する。

※政府自治体が行動制限を発出した場合は郵送表彰にかえさせていただきます。

表彰区分	表彰者数
大分県知事 賞 幼稚園 小学校 1～3年 小学校 4～6年 中学校 高等学校 特別支援学校	1名 1名 1名 1名 1名 1名
大分県歯科医師会長 賞 幼稚園 小学校 1～3年 小学校 4～6年 中学校 高等学校 特別支援学校	1名 1名 1名 1名 1名 1名
大分県教育委員会 賞 大分県学校保健会 幼稚園 小学校 1～3年 小学校 4～6年 中学校 高等学校 特別支援学校	1名 1名 1名 1名 1名 1名
大分合同新聞社長 賞 幼稚園 高等学校 特別支援学校	3名
入 選 幼稚園 小・中学校 各学年4点 高等学校 特別支援学校	8名 36名 10名 10名
計	85名

## そ の 他

1. 大分県知事賞は、中央審査会（日本学校歯科医会）へ推薦します。中央表彰において、最優秀には「たて」、応募者全員に賞状、副賞が送られます。
2. 優秀作品については、その著作権は大分県歯科医師会に帰属することとし、広報活動に使用する場合があります。
3. 応募いただいた個人情報、運營業務・連絡以外では使用しませんが、コンクール入賞者については、大分合同新聞掲載の入賞者発表で、知事賞受賞作品ならびに各入賞者の園名、学校名、学年、氏名を掲載いたします。
4. 各賞で応募数が少ない場合など、該当する作品がない場合は表彰対象を超えての受賞を認めることとします。
5. 表彰に利用する氏名は、作品に記載のあったとおりとする。
6. 貼り絵等も応募可能とするが、作成時には、作品が剥がれないように糊付すること。また、糊やテープが他の作品に損傷を与えないよう留意ください。